

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

～ひと、くらし、みらいのために～

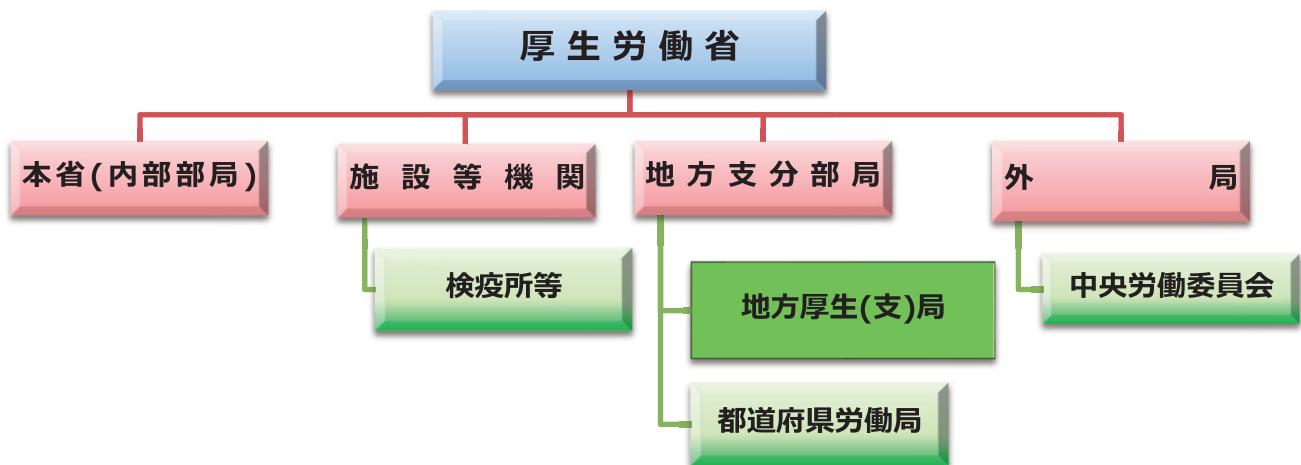




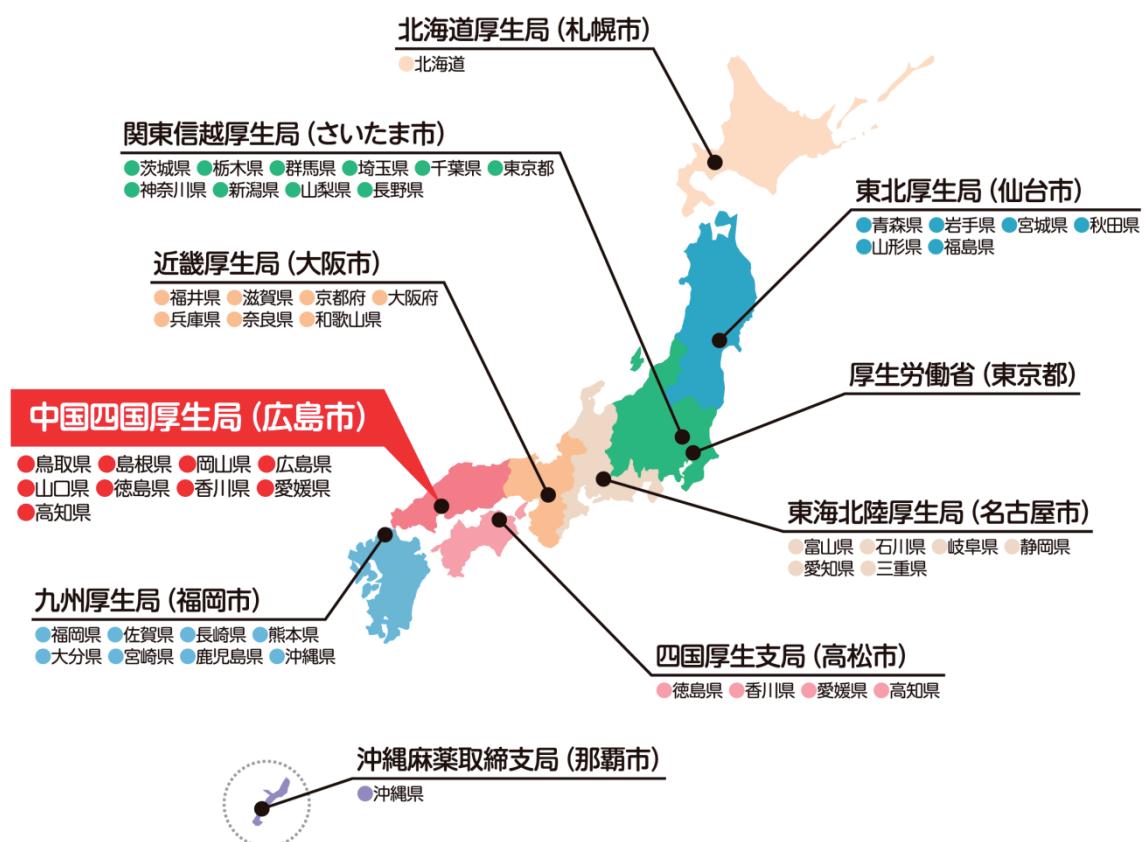
地方厚生（支）局とは

地方厚生(支)局は、平成13年1月に厚生労働省が所掌する事務の一部を移管して、全国8か所に設置された厚生行政の政策実施機関です。

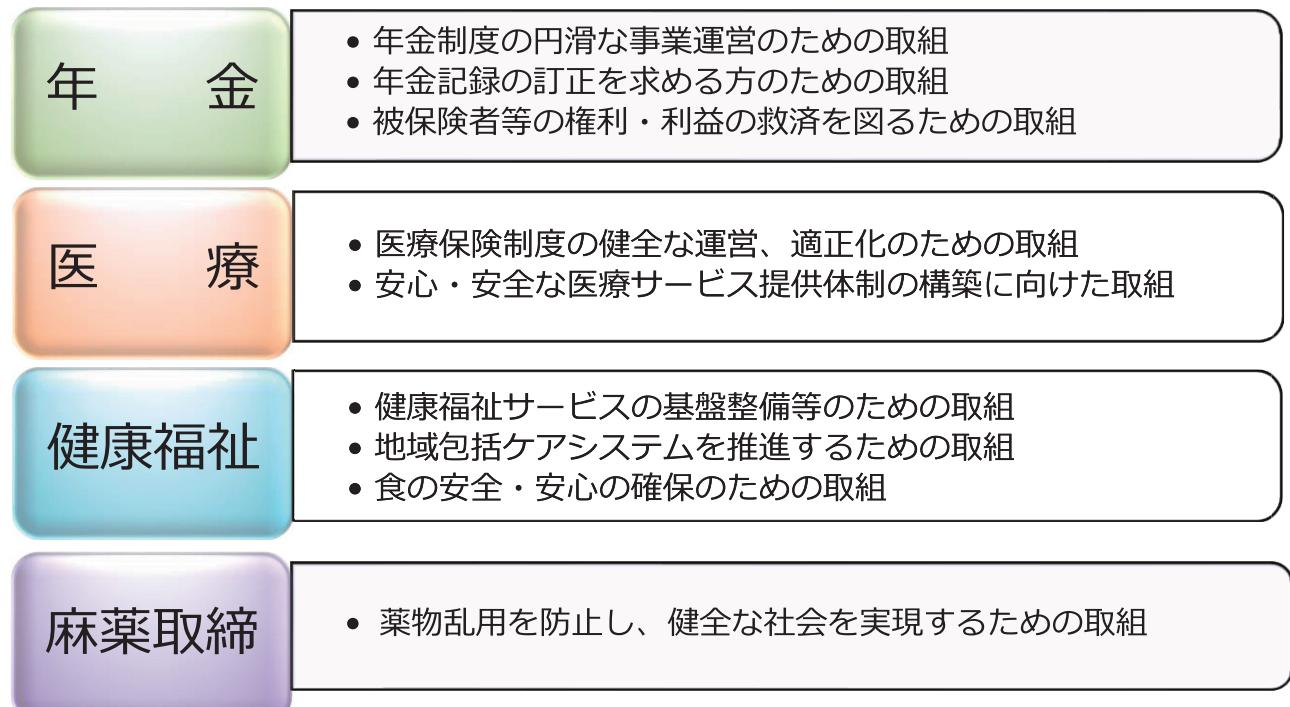
中国四国厚生局は、主に中国5県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）において、国民の皆さんに最も身近な年金、医療、健康福祉などに関する業務を行っています。



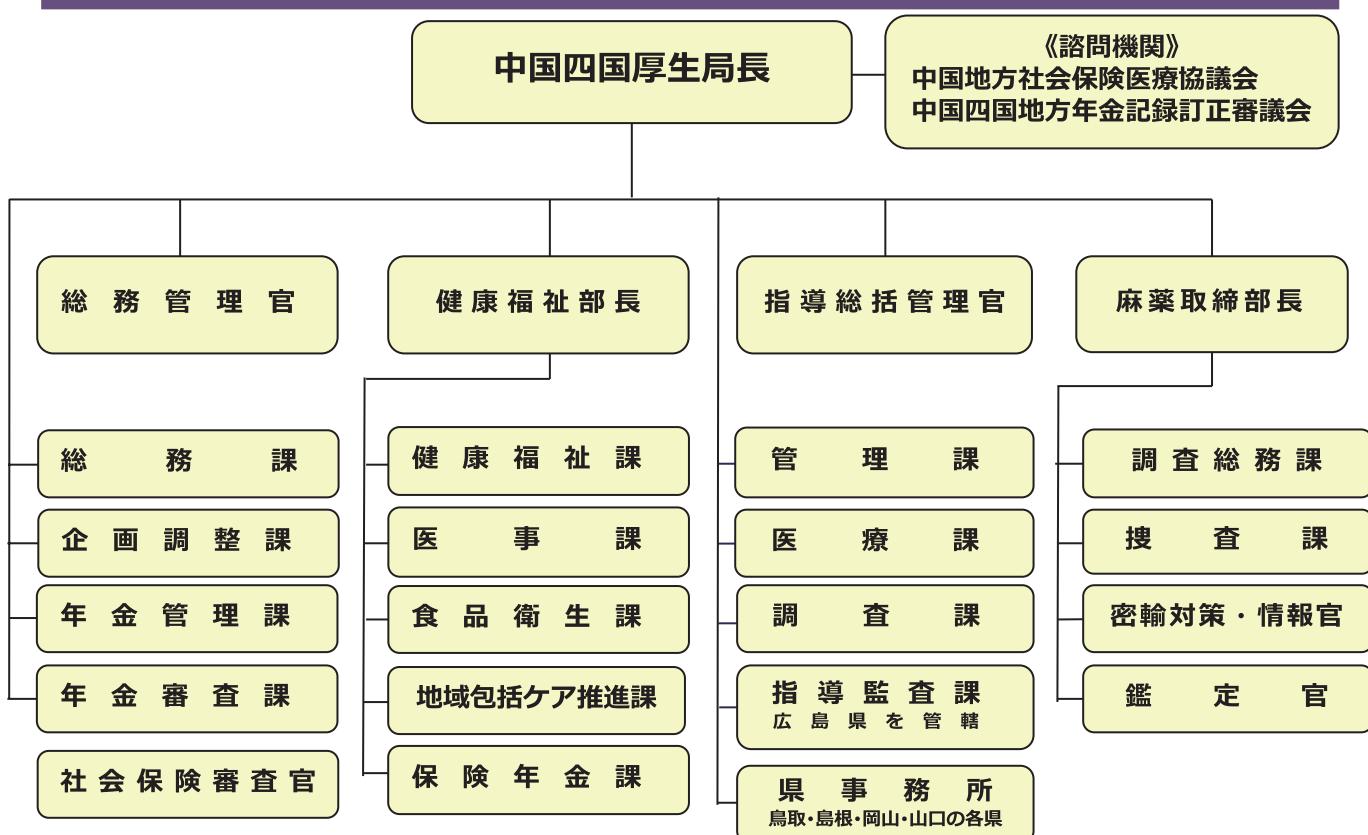
地方厚生（支）局の管轄エリア



中国四国厚生局の主な業務



中国四国厚生局の組織



中国四国厚生局の主な業務 一年 金一

わが国の公的年金制度の特徴

● すべての国民は公的年金に加入（国民年金）

すべての国民は、次の公的年金制度に加入します。

- ① 国内に住む20歳以上60歳未満の人（③を除く） …… 国民年金
- ② サラリーマン、公務員など ……………… 厚生年金保険（※）
- ③ サラリーマン、公務員などに扶養されている配偶者… 国民年金

※ 厚生年金保険に加入する人は、同時に国民年金にも加入します。

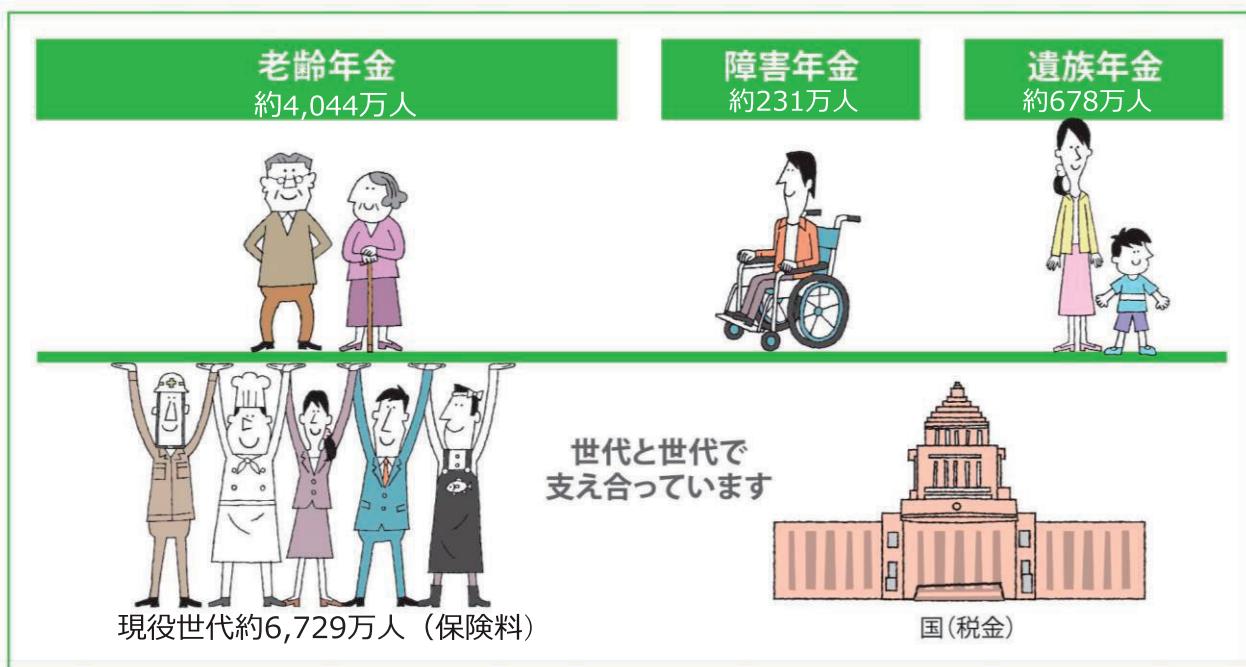
● 3つの安心で予測できない将来を保障

公的年金は、自立した生活が困難になるリスクへの備えです。

- ① 高齢になったとき ……………… 老齢年金
- ② 重度の障害を負ってしまったとき ……………… 障害年金
- ③ 一家の働き手が亡くなってしまったとき ……………… 遺族年金

● 世代と世代の支え合い

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てています。また、保険料の積立金や税金も財源となっており、国が責任を持って運営しています。



(注) 人数は、令和3年度末の数値です。

～年金制度の円滑な事業運営のために～ 担当：年金管理課、保険年金課

中国四国厚生局は、年金制度の円滑な事業運営のために、次のような業務を行っています。

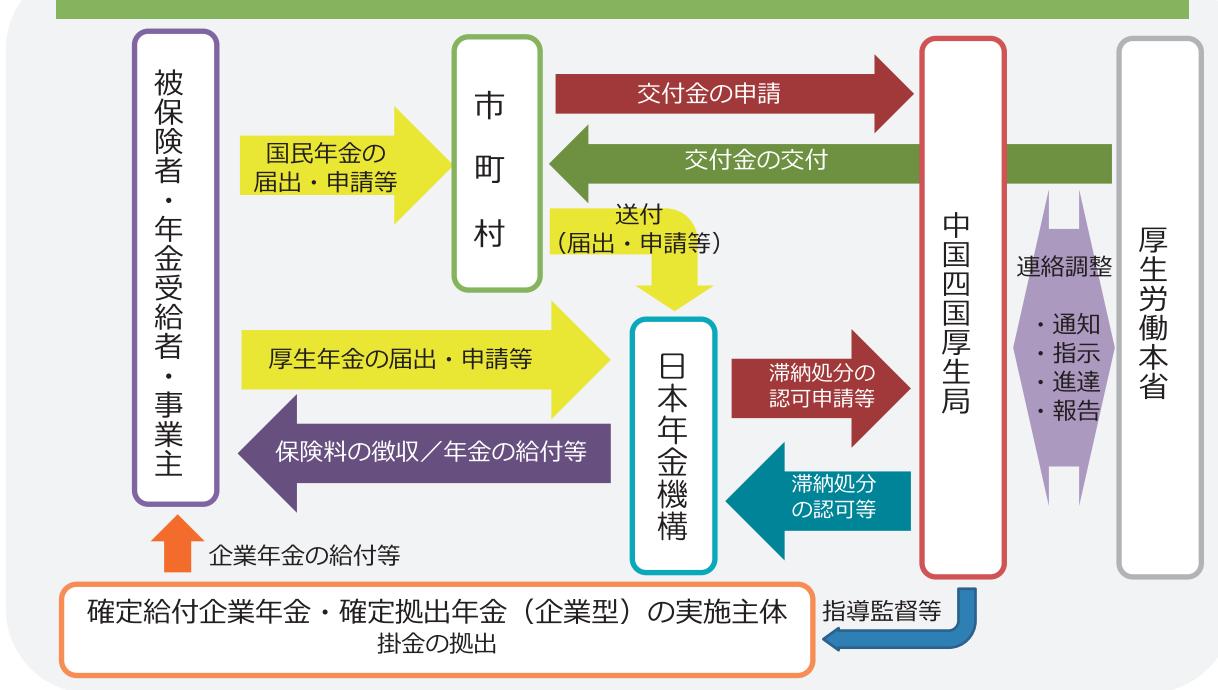
＜年金管理課＞

- ・日本年金機構が行う保険料の滞納処分や事業所への立入検査等に対する認可
- ・市町村が行う国民年金事業及び年金生活者支援給付金業務に対する事務費交付金の審査
- ・年金事業等の実施に関する厚生労働本省・日本年金機構・市町村との連絡調整

＜保険年金課＞

- ・高齢期における所得の確保を支援するために、企業の事業主等が行う確定給付企業年金・確定拠出年金の事業運営に関する認可・指導監督等

年金制度の事業運営と中国四国厚生局との関連図



日本年金機構

被保険者・事業所の保険適用、保険料の徴収、年金記録の管理、年金の給付といった政府が管掌する厚生年金保険事業、国民年金事業を行うため、日本年金機構法に基づき、平成22年1月に設立された公法人です。

本部（東京都）の他、全国に312か所の年金事務所、80か所の街角の年金相談センターを設置し、年金行政の第一線を担っています。

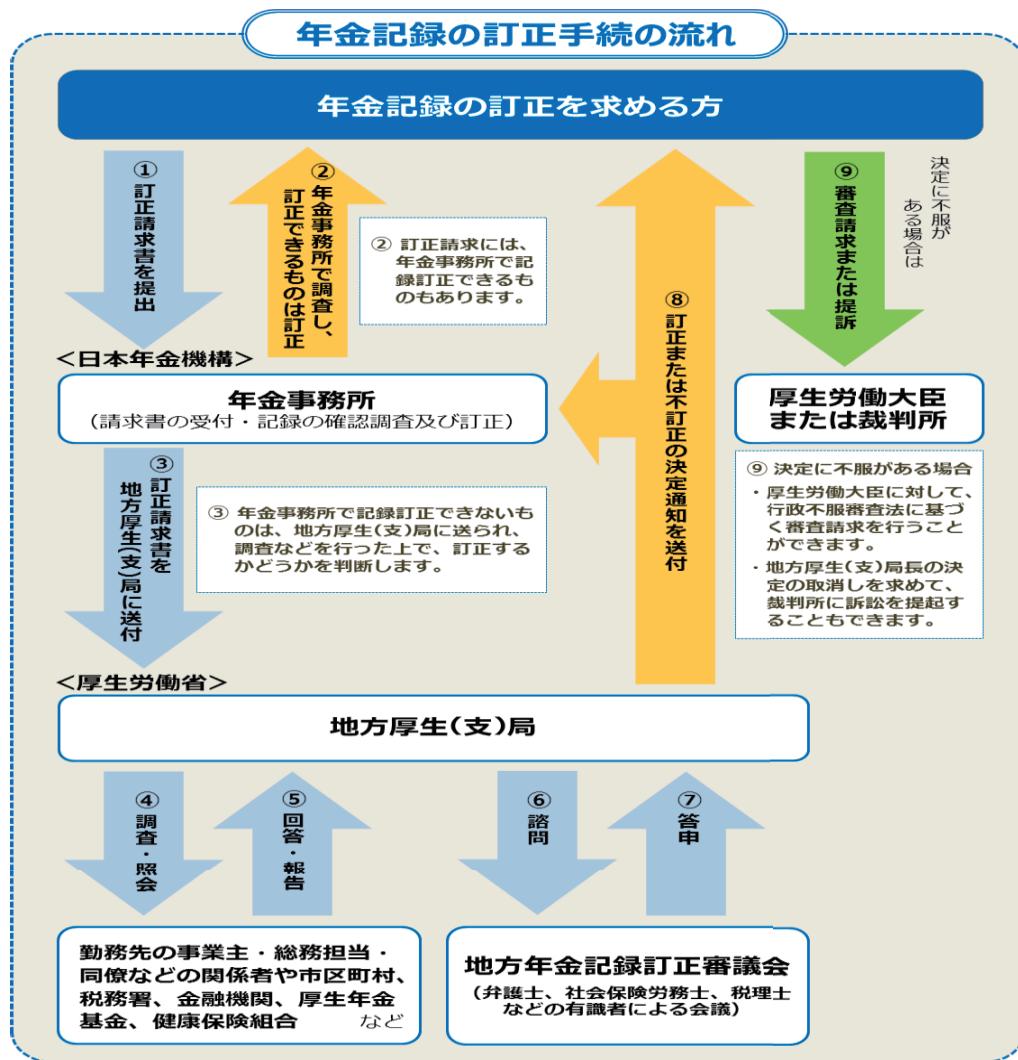
確定給付企業年金・確定拠出年金

確定給付企業年金は、加入した期間や水準に応じて予め将来の給付額が決められる制度であり、労使で合意した年金規約に基づき年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の企業年金基金を設立したうえで、この基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」とあります。

確定拠出年金は、個人又は企業の事業主が拠出した掛け金を個人が自己的の責任において資産の運用を行い、その結果に基づいた給付を年金として受け取ることができる制度であり、事業主が掛け金を拠出する「企業型」と個人で掛け金を拠出する「個人型（iDeCo）」とあります。

～年金記録の訂正を求める方のために～ 担当：年金審査課

中国四国厚生局は、年金記録が事実と異なると思われる方からの請求を受け、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集、周辺事情の調査・照会を行い、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、年金記録の訂正（不訂正）を決定する業務を行っています。



～被保険者等の権利・利益の救済を図るために～ 担当：社会保険審査官

社会保険審査官は、健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法等に関して厚生労働大臣、日本年金機構及び全国健康保険協会等が行った被保険者資格・保険給付・年金給付・国民年金保険料等に係る処分決定に対する審査請求を受け、処分の適否の審査を行っています。

なお、社会保険審査官は、地方厚生(支)局に配置されていますが、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関です。

中国四国厚生局の主な業務 - 医 療 -

わが国の医療保険制度の特徴

● 国民全員を公的医療保険で保障（国民皆保険）

すべての国民が何れかの公的医療保険制度に加入しています。

- ① サラリーマン、その被扶養者等 健康保険制度
- ② 公務員、私立学校教職員、その被扶養者等 共済組合制度
- ③ 自営業者、無職者、その家族等 国民健康保険制度
- ④ 75歳以上の者 後期高齢者医療制度

● 患者が保険医療機関等を自由に選択（フリーアクセス）

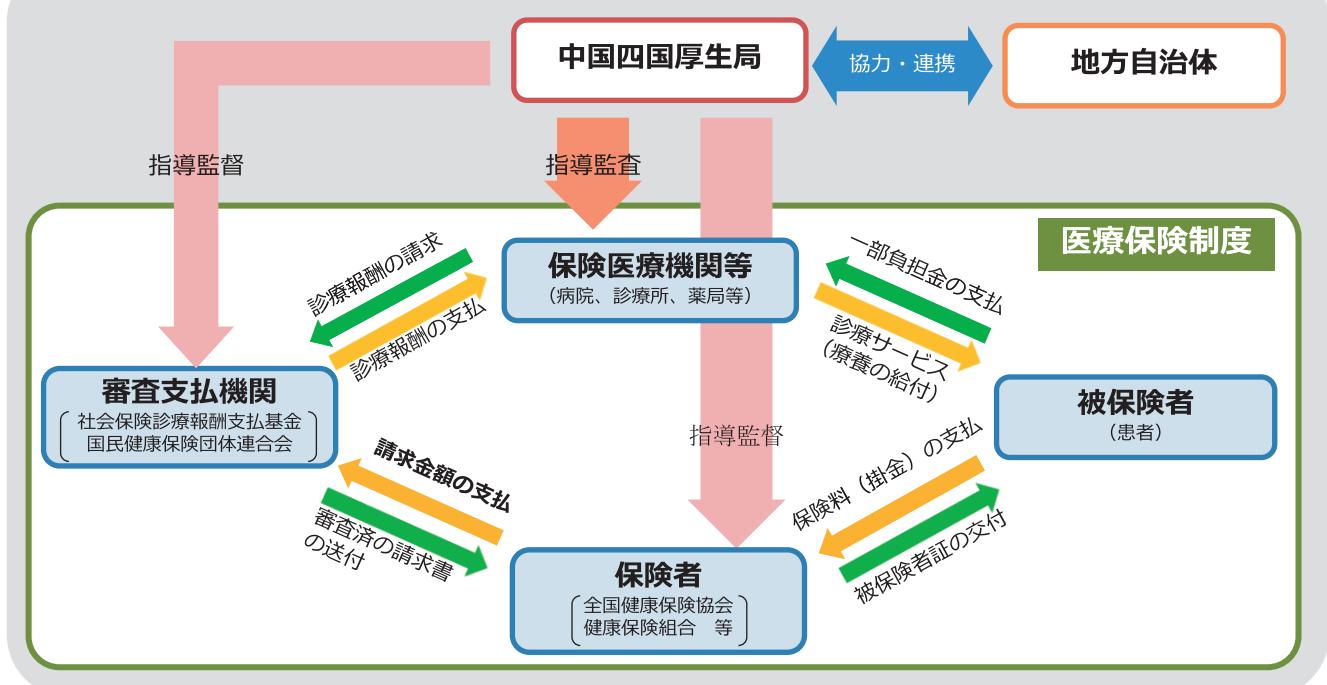
いつでも、誰でも、全国どこでも、自分の意思により、自由に保険医療機関等^(※)を選ぶことができます。

※ 医療保険制度の対象となる診療（調剤）を行うことが認められ、指定を受けた病院、診療所及び薬局

● 患者は一部負担金のみで受診が可能（現物給付）

患者は保険医療機関等で診療サービスを受け、一部負担金を支払います。

医療保険制度のしくみと中国四国厚生局との関連図



保険医療機関等が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といいます。保険診療の対価は、被保険者（患者）が一部負担金を支払うほか、保険医療機関等の請求に基づき、保険者（保険制度の運営者）から診療報酬が支払われます。

保険者が支払う診療報酬は、審査支払機関で審査を受け、適正な請求と認められたものに対し、審査支払機関を経由して保険医療機関等に支払われます。

～医療保険制度の健全な運営、適正化のために～

担当：指導部門（※）、保険年金課

※ 管理課、医療課、調査課、指導監査課及び県事務所の総称

中国四国厚生局は、医療保険制度の健全な運営、適正化のため、次のような業務を行っています。

＜指導部門＞

- ・保険医療機関等に対する指導監査
- ・保険医・保険薬剤師の登録や保険医療機関・保険薬局の指定
- ・保険医療機関等の施設基準等に関する届出の受理及び調査
- ・診療報酬の請求内容の審査などをしている審査支払機関への指導監督
- ・国民健康保険事業に係る県・市町村に対する助言

＜保険年金課＞

- ・医療保険の保険者である全国健康保険協会（支部）・健康保険組合の事業運営に関する認可・指導監督等

◆ 中国地方社会保険医療協議会

保険医療機関・保険薬局の指定及び指定の取り消し、保険医・保険薬剤師の登録の取り消しに係る審議を行うため、社会保険医療協議会法に基づき設置された厚生労働大臣の諮問機関です。

中国地方社会保険医療協議会には、総会と各県毎に部会が置かれており、総会では保険医療機関・保険薬局の指定の取り消し及び保険医・保険薬剤師の登録の取り消しについて、部会では保険医療機関・保険薬局の指定について、それぞれ審議が行われています。



中国地方社会保険医療協議会総会の様子

～安心・安全な医療サービス提供体制の構築に向けて～

担当：医事課

中国四国厚生局は、中国四国地方に住むすべての人が、安心・安全で質の高い医療を受け、健康で質の高い生活を送ることができるように、次のような業務を行っています。

- 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態への対処に関する総括
- 医療の安全に関する取組の普及及び啓発
- 再生医療等に関する手続き
- 臨床研究等に関する手続き
- 地域医療構想の達成に向けた取り組みの推進
- 災害時における医療の確保の支援
- 医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること
- 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること
- 看護師の特定行為研修の適正な実施体制の確保
- 医薬品、医療機器製造業等の許可・承認に関すること
- 医療観察制度に関する手続き

▲ 医療安全

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的として、毎年「医療安全に関するワークショップ・セミナー」を開催しています。令和4年度は、ワークショップを現地開催、セミナーをオンライン開催にて実施し、多くの方にご参加いただきました。



ワークショップの様子

▲ 再生医療

再生医療は、これまで有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、比較的新しい医療であることから、安全性を確保しつつ、迅速に提供する必要があります。このため、再生医療等を提供しようとする医療機関は「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき、あらかじめ提供計画を厚生労働大臣に提出することが義務付けられています。

当厚生局では、再生医療等の提供や特定細胞加工物の製造等についての各種手続きを行っています。

▲ 地域医療構想

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能ごとに推計し、「地域医療構想」として策定しています。

当厚生局では、地域医療構想の実現に向け、各構想区域において、地域の実情に応じた、効率的で質の高い医療提供体制を確保するための議論の活性化を図るための取組を実施しています。

▲ 臨床研究

臨床研究法は、国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として臨床研究に関する規則を定めています。

当厚生局では、法令に基づく臨床研究の実施等についての各種手続きを行っています。

▲ 特定行為研修

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、看護師がタイムリーに、特定行為（例えば脱水時の点滴など）を実施できるようになります。特定行為研修制度は、今後の急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を計画的に養成すること目的としています。

中国四国厚生局の主な業務 – 健康福祉 –

～誰もが安心して暮らせる健康福祉サービスの基盤整備等のために～

担当：健康福祉課

中国四国厚生局は、地域の皆さまが安心して暮らせるための健康福祉サービスが提供されるよう、補助金の交付等を通じて生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組むとともに栄養士、介護福祉士等の資格取得を目指す方を養成する施設の指定・監督を通じて、各分野の良質な人材確保のため、次のような業務を行っています。

- ・保育所、高齢者施設などの施設整備や、病院等にある検査機器などの設備整備に関する費用の補助
- ・自治体が住民に対して支給する児童扶養手当などの費用の補助
- ・子ども・子育て支援に係る費用の補助（令和5年度からこども家庭庁発足に伴うもの）
- ・住民の身近な相談窓口である民生委員・児童委員の委嘱・表彰
- ・介護福祉士・栄養士等の養成施設の指定・監督
- ・地震や台風等で被災した保育所・高齢者施設などの復旧にかかる費用の補助

▲ 民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、妊娠中の不安や子育ての悩みなどの相談・支援等を行います。



民生委員によるパトロール
(提供：岡山県民生委員児童委員協議会)

養成施設等の種類

【医療分野】 あん摩マッサージ指圧師・（はり師）・（きゅう師）

【社会福祉分野】 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

【保健衛生分野】 管理栄養士、栄養士

こども家庭庁の業務

令和5年度からこども家庭庁発足に伴い、こども家庭庁の業務が一部委任されました。

「子ども・子育て支援」に係る費用の補助や、自治体との意見交換により自治体の子ども・子育て支援などに関する取組状況を把握して、当該取組を促進するための必要な支援等を行うとともに、現場のニーズを踏まえた自治体の先進的な取組の横展開（他自治体への先進的事例の紹介）などを段階的に行う予定です。

～地域包括ケアシステムを推進するために～

担当：地域包括ケア推進課

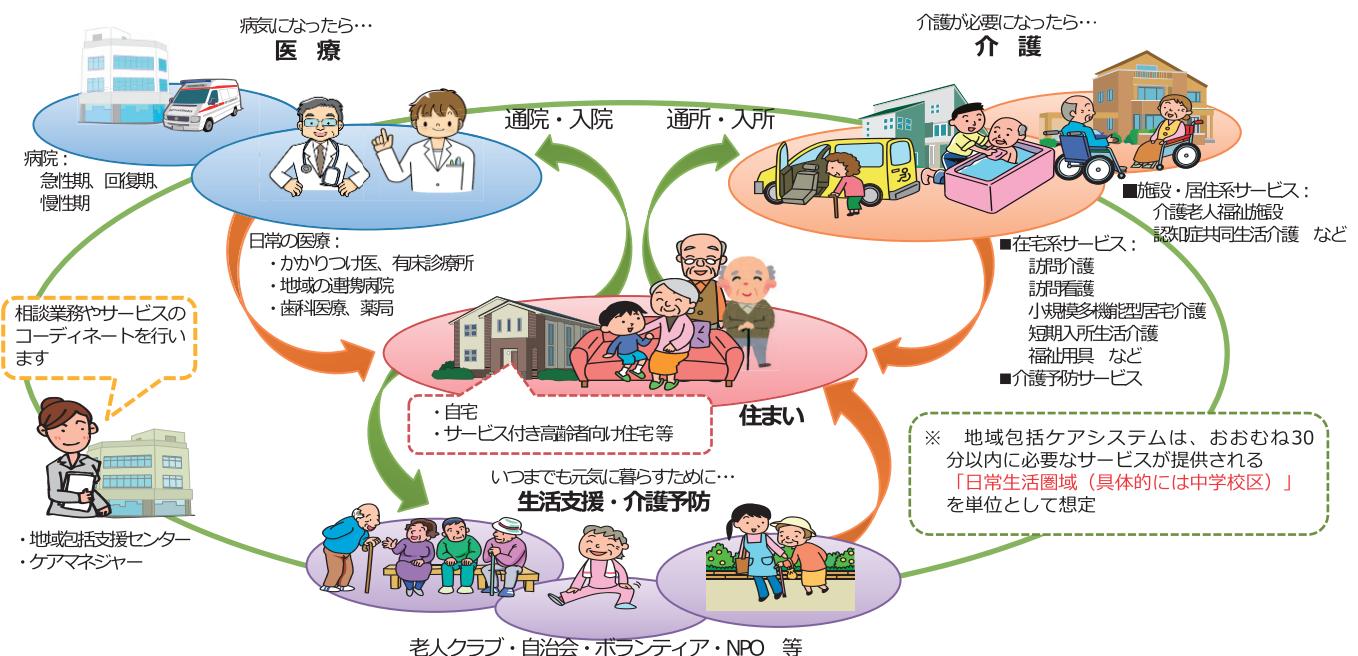
中国四国厚生局は、市町村において効果的に地域包括ケアシステム（※）が構築されるよう、次のような業務を行っています。

- ・市町村の地域包括ケアの取組を推進・支援するためのセミナーや連絡会議の開催
- ・地域包括ケアシステムに関する普及啓発活動
- ・市町村への交付金等に係る厚生労働本省との連絡調整
- ・認知症サポーター養成講座の開催

※ 地域包括ケアシステムとは、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をいいます。（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条）

△ 地域包括ケアシステム

厚生労働省においては、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、さらには、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。



～食の安全・安心の確保のために～ 担当：食品衛生課

中国四国厚生局は、食の安全と安心を確保するため、次のような業務を行っています。

- ・輸出食品の取扱施設の認定、認定施設への立入検査、衛生証明書の発行等
- ・輸入食品等の検査を行う登録検査機関の監督等
- ・広域食中毒にかかる調整事務

輸出食品の認定施設への立入検査、衛生証明書の発行等

- ・食品を海外に輸出するためには、HACCPによる衛生管理の実施や輸出先国の要件に適合した施設で製造・加工する必要があります。食品衛生課では「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、輸出先国の要件を満たした水産食品や畜産食品の取扱施設の認定、認定施設の定期的な立入検査を行っています。
- ・また、輸出する水産食品の衛生証明書の発行を行っています。当厚生局で発行できる国は、韓国、中国及びブラジルです。

▲ HACCP（ハサップ）（Hazard Analysis and Critical Control Point）

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し（Hazard Analysis）、その結果に基づいて、工程のどの段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより、製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

輸入食品等の検査を行う登録検査機関の監督等

- ・輸入食品等の製品検査を実施する場合、検査機関は食品衛生法に基づき厚生労働大臣に登録を受ける必要があります。当厚生局では、登録検査機関の登録業務の他に、定期的な立入調査を実施し、検査機関が実施する検査の信頼性が確保されているか監督・指導を行っています。

広域食中毒にかかる調整事務

- ・広域的な食中毒発生防止等に関して、国及び都道府県等が適切に連携、協力することを目的に「広域連携協議会」が各地方厚生局ブロックに設置されています。当厚生局は、定期的に本協議会を開催するほか、複数の都道府県等にまたがる食中毒事案が発生するなど、緊急時に本協議会開催の調整事務を行い、関係者間で速やかな情報共有と必要な対策について協議を行います。

中国四国厚生局の主な業務 - 麻薬取締 -

～薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために～

担当：麻薬取締部

中国四国厚生局は、薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するため、次のような業務を行っています。

- ・ 麻薬取締官（特別司法警察職員）としての薬物犯罪にかかる捜査、情報収集活動、薬物乱用者、暴力団や不良外国人等の規制薬物密売人の取り締まり
- ・ 医療上有用な麻薬や向精神薬の流通経路を監視するための病院、薬局、製薬会社等への立入検査
- ・ 薬物乱用者の家族や友人からの相談への対応
- ・ 学校等での薬物乱用防止教室や関係機関での講演などの薬物乱用防止啓発活動
- ・ 薬物の乱用により刑事手続きを受けた人々に対する再乱用防止支援



勾 薬物乱用とは

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどは依存性が非常に強い薬物です。これらを乱用すると自力ではなかなか止められなくなります。

薬物の効果が切れると自分の意志によるコントロールができなくなって、薬物への欲求が激しくなり、強迫的な使用へとつながっていきます。

更に乱用を続けると、被害妄想から精神病様症状を来たし、周りの人に暴力を振るったり、錯乱状態に陥ると殺人や放火、強盗等、重大な二次犯罪を引き起こし、最悪な結果となってしまいます。



覚醒剤



乾燥大麻



危険ドラッグ

勾 麻薬取締官

麻薬取締官は、厚生労働大臣の任命・指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬等の適正使用を促進するとともに、正規流通の指導・監督も実施します。





中国四国厚生局へのアクセス



《広島合同庁舎（4号館）》

徒歩：広島駅から20分
路面電車：「立町」電停から徒歩10分
バス：「合同庁舎前」バス停から徒歩1分

《鉄砲町庁舎》

徒歩：広島駅から20分
路面電車：「八丁堀」電停から徒歩5分
バス：「女学院前」バス停から徒歩5分

広島合同庁舎 4号館（2階・15階）

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30

部署	電話番号	FAX番号
総務課	082-223-8181	082-223-8155
企画調整課	082-223-8245	082-223-8265
管理課	082-223-8262	082-223-8265
医療課	082-223-8225	082-223-8265
調査課	082-223-8189	082-223-8265
指導監査課	082-223-8209	082-223-8235
麻薬取締部	082-227-9011	082-227-9174

鉄砲町庁舎（東芝フコク生命ビル2階）

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18

部署	電話番号	FAX番号
健康福祉課	082-223-8264	082-223-6489
医事課	082-223-8204	082-223-7889
食品衛生課	082-223-8291	082-223-6509
地域包括ケア推進課	082-223-8280	082-223-6489
保険年金課	082-223-8244	082-223-6509
年金管理課	082-223-0065	082-223-0061
年金審査課	082-209-6675	082-223-0061
社会保険審査官	082-223-0070	082-223-0061



鳥取事務所

〒680-0842

鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階

TEL : 0857-30-0860 FAX : 0857-21-3245

《アクセス》JR鳥取駅から徒歩20分



島根事務所

〒690-0841

島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階

TEL : 0852-61-0108 FAX : 0852-28-9222

《アクセス》JR松江駅から徒歩7分



岡山事務所

〒700-0907

岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

TEL : 086-239-1275 FAX : 086-224-3686

《アクセス》JR岡山駅から徒歩7分



山口事務所

〒753-0094

山口県山口市野田35-1 山口野田合同庁舎1階

TEL : 083-902-3171 FAX : 083-932-8508

《アクセス》JR上山口駅から徒歩15分



～厚生労働省シンボルマークについて～

〈制作コンセプト〉

国民(老若男女)の喜ぶ姿をモチーフにしました。
国民が手を取り合い、一つになって幸福を目指すという意図です。
二人の喜ぶ姿の間には幸せのハートの図が隠されています。